



国は障害児学校にも「設置基準」をつくって下さい

# 障害児学校が まったく 足りません 増設・建設を!

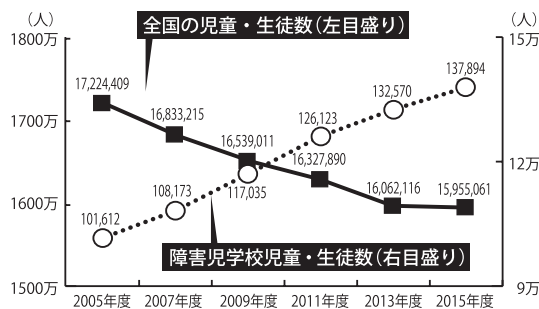
全国で障害児学校に通う生徒が増えているにもかかわらず、増加に見合う学校建設が行われていません。10年間で約36,000人以上増えているにもかかわらず、学校数がわずかしか増えていないため、各学校では人権侵害ともいえる劣悪な教育環境を強いられています。この原因は、障害児学校だけに設置基準がないことです。

## 設置基準とは?

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。

その設置基準が障害児学校だけがないため、学校規模の2倍、3倍の子どもたちがつめこまれています。



障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

連絡先 > 全日本教職員組合障害児教育部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館  
TEL 03 (5211) 0123 / FAX 03 (5211) 0124